

各種委員会・研修及び訓練の 開催頻度・実施回数について

資料1－2

基準により委員会や研修、訓練が必要な項目は

- 高齢者虐待防止
- 身体拘束等の適正化
- 業務継続計画(感染症・災害)
- 感染症の予防及びまん延防止
- 非常災害対策
- 事故発生の防止及び発生時対応

サービス種別により
開催する委員会や
実施回数が異なる場合
があります！



高齢者虐待防止

	委員会	研修
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施すること
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		年2回以上 新規採用時には必ず実施すること
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

減算

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算
委員会の開催、指針の整備、研修の実施又は担当者の設置がない場合、
高齢者虐待防止措置未実施減算となる。

身体拘束等の適正化

	委員会	研修
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	—	—
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	3月に1回以上 (年4回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

・身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等を行う場合の記録、委員会の開催、指針の整備又は研修の実施がない場合、身体拘束廃止未実施減算となる。

減算

業務継続計画(災害・感染症)

※ 災害・感染症それぞれに必要な回数です。

	研修	訓練
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護	年2回以上 新規採用時には別に実施すること	年2回以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

一体的な実施

- 「一体的に実施することも差し支えない。」とされているもの
 - ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の研修
 - ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の訓練
 - ★業務継続計画(災害)と非常災害対策の訓練

感染症の予防及びまん延防止

	委員会	研修	訓練
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	おおむね6月に1回以上 (年2回以上)	年1回以上 新規採用時には感染症対策 研修をすることが望ましい	年1回以上
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		年2回以上 新規採用時には感染症対策 研修を実施すること	
認知症対応型共同生活介護	おおむね3月に1回以上 (年4回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず感染症 対策研修を実施すること	年2回以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

一体的な実施

- ・「一体的に実施することも差し支えない。」とされているもの
 - ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の研修
 - ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の訓練

非常災害対策

	訓練
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	— 定期的 (年1回以上)
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

備考

【非常災害対策計画】消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。
(周辺の災害リスクをハザードマップで確認！警戒区域の場合、要配慮者利用施設避難確保計画を作成し、尾道市へ提出が必要。)

一体的な実施

- ・「一体的に実施することも差し支えない。」とされているもの
★業務継続計画(災害)と非常災害対策の訓練

事故発生防止

	委員会	研修
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	—	—
地域密着型通所介護 療養通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施すること

加算・減算

- 安全対策体制加算
指針の作成、委員会の開催、研修の実施、担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合には、安全対策体制加算を算定できる。
- 安全管理体制未実施減算
指針の整備、事故発生時に報告されその分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制整備、委員会の開催、研修の実施又は担当者の設置がない場合、安全管理体制未実施減算となる。

生産性向上委員会

	委員会
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	—
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期的 (年1回以上)

備考

・令和9年3月31日まで努力義務

加算

・生産性向上推進体制加算
委員会の定期的な開催、介護機器の活用、厚生労働省への年1回の報告が必要となるが、加算の算定要件となる委員会は、3月に一回以上(年4回以上)の開催が必要。【生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について】

各種委員会・研修・訓練の留意事項

- 定められた回数や頻度以上に実施する。
 - ★サービス種別によって必要な委員会や頻度が異なる場合がある。
- 委員会や研修及び訓練を実施した場合は、記録する。
 - ★それぞれ区別して記録する。
 - ★不参加の職員にも内容が伝わるように記録する。

記載内容

・名称 ・開催日時 ・参加者 ・議題やテーマとその内容 など
※ 使用した資料等があれば、添付する。

- ★不参加の職員が記録を確認したことがわかるようにする。

例) 回覧したことがわかる・職員会議等で周知したことがわかる。など

各種委員会・研修・訓練の留意事項

- 訓練は発生時を想定したシミュレーション。

★机上訓練と実動訓練があります。

実際に場所や物を使わず、机上でBCPの内容や対応手順を確認・検討する訓練。

机上訓練

訓練方法	概要	目的
①読み合わせ訓練	BCPを複数人で読み上げ、内容の欠落や不備、行動手順の不適切さ、被害想定と対策の漏れや盲点などを確認する。	・BCPの内容理解 ・問題点の発見
②シミュレーション訓練	進行役が状況を設定し、参加者は非常時の行動や判断、意思決定を行う。	・状況下での対応能力の確認 ・BCPの必要性の理解
③ロールプレイング訓練	シミュレーション訓練を発展させ、時間経過とともに変化する状況の中で、参加者が適切な判断・行動を行う。	・変化する状況への対応能力の向上 ・より実践的な対応の確認

避難等、実際に人や物を動かして実施する訓練。

→現場で実際に練習を行い、机上訓練では見えない課題の明確化や技術の習得・習熟を図ることを目的としている。

- ・BCPで決められた手順を実行できるかの確認
- ・実際にかかる時間の確認

- ・現場の状況確認
など

実動訓練

各種委員会・研修・訓練の留意事項

- 「一体的に実施することとして差し支えない」とされている委員会とは。

★虐待防止検討委員会と相互に関係が深いと認められる他の会議体

★身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会と相互に関係が深いと認められる他の会議体

★感染症の予防及びまん延の防止の委員会と他の会議体

記載

「〇〇委員会 兼 〇〇委員会」 など

一体的に実施した委員会がわかるように記載してください。

研修や訓練を一体的に行った場合も同様です。

各種委員会・研修・訓練の一覧

- 各種委員会・研修・訓練についてまとめた一覧表をご確認ください。

	高齢者虐待防止		身体拘束適正化		業務継続計画(災害・感染症)	
	委員会	研修	委員会	研修	研修	訓練
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援、介護予防支援	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず 実施すること	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施 することが望ましい	年1回以上
地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず 実施すること	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施 することが望ましい	年1回以上
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず 実施すること	3月に1回以上 (年4回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず 実施すること	年1回以上 新規採用時には別に実施 することが望ましい	年1回以上
認知症対応型共同生活介護	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず 実施すること	3月に1回以上 (年4回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず 実施すること	年2回以上 新規採用時には別に実施 すること	年2回以上
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず 実施すること	3月に1回以上 (年4回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず 実施すること	年2回以上 新規採用時には別に実施 すること	年2回以上
備考	【高齢者虐待防止措置未実施減算】 委員会の開催、指針の整備、研修の実施又は担当者の設置が出来ていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算となる。		【身体拘束廃止未実施減算】 身体拘束等を行う場合の記録、委員会の開催、指針の整備又は研修の実施が出来ていない場合、身体拘束廃止未実施減算となる。(上記事業所のみ)		・「一体的に実施することも差し支えない。」とされているもの ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の研修 ★業務継続計画(感染症)と感染症の予防及びまん延防止の訓練 ★業務継続計画(災害)と非常災害対策の訓練	